

10月に入ってからやっと少しずつ涼しくなってきましたね。ただし、秋の気配が訪れるまではまだかかりそうです🍁 10月は神無月（かなづき）とも言われ、殆どの神様が出雲大社に話し合いに出向いてしまうため、神様が身の回りから不在になるので、こう呼ばれているそうです。今月だけは、「神頼み」も通用しなさそうですね。

国際福祉機器展2024に参加しました

先月号で紹介させていただいた国際福祉機器展に今年も参加してきました。今回は、ALS当事者とその家族にとって未来への希望につなぐ機器をALS当事者の方の体験談を通して紹介いたします。

2021年秋、ALSと診断されたAさんは、自身のブログで当時の心境を「途方に暮れた」と表現していました。ALSは進行性の難病であり、体の自由が徐々に奪われていくことへの不安は想像を絶するものと思われます。

そんなAさんに転機が訪れます。インターネットで「TDパイロット」という視線入力装置の存在を知ったのです。これは視線の動きだけでiPadを操作することを可能にする製品で、これによりAさんは「話せない」という苦しみから解放され、音声コミュニケーションが可能となり、再び周囲の人々と意思疎通できるようになりました。更に「TDパイロット」でApple TVやエアコン、電動ベッド等の操作を可能にするなど活用をすすめ、Aさんは自身の力で生活をコントロールする自由を手に入れたのです。

国際福祉機器展2024では、視線入力に関してだけでもその他多くの最新技術が紹介されておりました。

これらの技術は今後も進化を続け、ALS当事者の生活をより豊かに、そして自由に彩っていくことでしょ。

Aさんのように諦めずに挑戦を続ければ、人は救われるとの勇気を頂きました。他にも「視線の動き」と「微かな指の動き」で対戦型戦車ゲームができる装置等の展示もあり感動しました。これからも、テクノロジーの進化と、それによって人生を切り開く人々の物語に注目していきたいと思ひます。



PAM CAFEを開催いたします

社内の若手で構成される「若手ミーティング」からの提案で、当社で「部活動制度」が導入され、早速「わんわん部」と「アウトドア部」が始動しております。

これらの部活動が始動したのを記念して、若手ミーティング主催でPAM CAFE（「わんわん部」と「アウトドア部」の合同バーベキューイベント）を開催いたします！

- ・日程：11月10日(日)11時～14時
- ・場所：八王子市片倉集いの森公園
- ・対象者：当社スタッフおよび利用者（ご家族も参加可）
- ・申込締切：11月1日(金)17時

<注意事項>

- ・参加費は無料です。
- ・わんちゃんのご参加も大歓迎です！わんちゃんと一緒にご参加される場合は申込時にお知らせください。

部活動に興味がある方はもちろん、そうでない方もお気軽にご参加ください！ご参加お待ちしております！

右のQRコードから
お申込みください！



場所 八王子市片倉集いの森公園

日時 11月10日(日)11時～14時

※雨天中止のため、この場合お振替目にお知らせします

わんわん部とアウトドア部が合同BBQを企画します！奮ってご参加ください！

応募 ご参加いただける場合は、11月1日(金)までに下記QRコードよりお知らせください

イベント対象者 利用者様、当社従業員とそのご家族 参加費無料



片倉集いの森公園
・JR横須線 八王子みなみ野駅西口より徒歩10分
・駐車場有り

当日連絡先
・主催者代表 安藤理也
080-6507-4132

法制度が改正されます、ご注意ください！

皆さんは、令和6年11月1日から道路交通法が改正されることをご存じですか？

この法改正により、自転車乗車中のスマートフォン（携帯電話）などの使用と自転車の酒気帯び運転の2つが新たに罰則の対象となり、自動車と同じように違反切符を切られるようになり、罰金や懲役刑が科されることとなります。

一つ目は、スマートフォンなどを手で所持して、自転車に乗りながらスマートフォンなどで通話する行為、スマートフォンなどの画面を注視する行為が新たな罰則として加えられます。違反者は、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金。交通の危険を生じさせた場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。二つ目は、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則



が整備されました。違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金。種類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。また、「運転中のながらスマホ」「酒気帯び運転」は、自転車運転者講習制度の対象になります。自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象になります。

自転車を通勤や勤務中に利用している方もいます。十分に注意して利用するようにしてください。

横浜事業所が10周年を迎えました

2024年9月1日で当社の横浜事業所（パーソナルアシスタント町田）が10周年を迎えることができました。ここまで支えていただいた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます！

下記画像のとおり胡蝶蘭もいただきました。お花をいただくと事務所も華やかになりますし、スタッフのモチベーションも上がります。本当に感謝です。花を持っているのは現所長の三井所長です。三井所長は横浜事業所の3代目の所長となります。まだ30代前半と若いですが、先輩たちから引継ぎ、素敵な事業所を作ってくれています。ちなみに現在は本部長も兼任されており、大変忙しい毎日を過ごしております。これからも利用者（ユーザー・スタッフ）の皆様、従業員の皆様のために事業所スタッフ一同頑張っていきますので、応援よろしくお願いいたします！



重度肢体不自由者のリアルな生活

相模原事業所のKです。今回は当事者スタッフである私の趣味を紹介いたします。

「らしからぬ趣味ですね」と言われそうですが、植物を育てることが私の趣味です。物言わずに期待に応えてくれる健気さに癒されています。

今年も、10年間育てているシルクジャスミンが咲きました。調子に乗った私は、ヘルパーさんが料理で使った柚子の種をもらい、早速植えてみました！

今のところ、最大の宿敵はアゲハ蝶です（笑）。あっという間に香りを嗅ぎつけて、新芽にキャタピー（幼虫）がいるのを見つけたときは、さすがに愕然としました・・・。

なので、今はネットをかぶせて育てています。

まだまだ新米トレーナーの私には、植物育成の知識やお得情報が必要です。



当事者スタッフのリアルな生活をSNSで紹介しております。QRコードからご覧ください！



facebook



Instagram

障害社通信について、みなさまのご意見をお聞かせください！！



株式会社障害社

〒193-0013

東京都町田市原町田4-18-6 マーブルパレス101

TEL: 042-850-9141 / FAX: 042-850-9142

MAIL: info@shogaisha.co.jp

障害社HPは

こちらの

QRコードから

